

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## 目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条—第5条）

附則

### 第1章 総務

（春日部市税条例の一部改正）

**第1条** 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第51条 （2） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受ける者	（市民税の減免） 第51条 （2） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受ける者

### 第2章 厚生福祉

（春日部市手数料条例の一部改正）

**第2条** 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（手数料の減免） 第4条 2 （3） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者から請求があったもので、市長が必要と認めたもの	（手数料の減免） 第4条 2 （3） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者から請求があったもので、市長が必要と認めたもの

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

**第3条** 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(対象者) 第3条 3 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者	(対象者) 第3条 3 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者

(春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例の一部改正)

**第4条** 春日部市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例（平成17年条例第104号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前												
(手数料の減免) 第5条 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。 別表（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 10%;">手数料の額 (1月当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>に基づく支援給付を受給する世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額 (1月当たり)	B	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> に基づく支援給付を受給する世帯	0円	(手数料の減免) 第5条 (2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給に至ったとき。 別表（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 10%;">手数料の額 (1月当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>に基づく支援給付を受給する世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額 (1月当たり)	B	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> に基づく支援給付を受給する世帯	0円
	区分	手数料の額 (1月当たり)											
B	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> に基づく支援給付を受給する世帯	0円											
	区分	手数料の額 (1月当たり)											
B	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> に基づく支援給付を受給する世帯	0円											

(春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

**第5条** 春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるもの 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額</p> <p>(使用料等の減免)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>ア 社会保険、国保、生活保護法（昭和25年法律第144号）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によるもの 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「各医療保険診療報酬算定方法等」という。）により算定した額</p> <p>(使用料等の減免)</p>
<p>第4条 生活保護法に基づく生活扶助を受けている者若しくは<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>に基づく支援給付を受けている者又は病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第4条 生活保護法に基づく生活扶助を受けている者若しくは<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>に基づく支援給付を受けている者又は病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めた者に対しては、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。